

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【公表番号】特表2016-512693(P2016-512693A)

【公表日】平成28年5月9日(2016.5.9)

【年通号数】公開・登録公報2016-027

【出願番号】特願2016-503010(P2016-503010)

【国際特許分類】

C 12 N 1/04 (2006.01)

C 12 N 1/00 (2006.01)

C 12 N 15/09 (2006.01)

【F I】

C 12 N 1/04

C 12 N 1/00 F

C 12 N 15/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月10日(2017.3.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トレハロース及びレプチンを含む細胞保存用試薬。

【請求項2】

更に、少なくとも1つのカオトロープ、キレート剤、バッファー、および代謝修飾因子を含む、請求項1に記載の細胞保存用試薬。

【請求項3】

前記キレート剤が、EDTA、EGTA、BAPTA、イミダゾール、イミノジアセテート(IDA)、及びビス(5-アミジノ-2-ベンゾイミダゾリル)メタン(BABIM)からなる群から選択される、請求項2に記載の細胞保存用試薬。

【請求項4】

前記少なくとも一つのカオトロープが、チオシアノ酸ナトリウム、H₂PO₄⁻、HCO₃⁻、I⁻、Cl⁻、NO₃⁻、NH₄⁺、Cs⁺、K⁺、グアニジニウム、グアニジニウムのすべての塩、Br⁻、及びRb⁺からなる群から選択される、請求項2又は3に記載の細胞保存用試薬。

【請求項5】

前記代謝修飾因子が、極性非プロトン性溶媒、DMSO、アセトン、N,N-ジメチルホルムアミド、およびアセトニトリルからなる群から選択される、請求項2~4のいずれか一項に記載の細胞保存用試薬。

【請求項6】

前記レプチンの最終濃度が、0.001M~0.5Mである、請求項2~5のいずれか一項に記載の細胞保存用試薬。

【請求項7】

前記キレート剤の最終濃度が、0.005M~2M、0.005M~0.1M、又は0.01M~2Mである、請求項2~6のいずれか一項に記載の細胞保存用試薬。

【請求項8】

前記トレハロースの最終濃度が、0.1M～2Mである、請求項2～7のいずれか一項に記載の細胞保存用試薬。

【請求項9】

組織サンプル、及び請求項1～8のいずれか一項に記載の細胞保存用試薬を含む混合物。

【請求項10】

前記組織サンプルが、癌組織サンプルである、請求項9に記載の混合物。

【請求項11】

前記組織サンプルが、少なくとも72時間、96時間まで、又は120時間まで、前記細胞保存用試薬に接触している、請求項9又は10に記載の混合物。

【請求項12】

組織サンプルの遺伝子発現分析のための試薬を製造するための方法であって、少なくとも1つのカオトロープを提供するステップ、少なくとも1つのコスマトロープを提供するステップ、キレート剤を提供するステップ、バッファーを提供するステップ、アポトーシス基質を提供するステップ、代謝修飾因子を提供するステップ、ならびにカオトロープ、コスマトロープ、キレート剤、バッファー、アポトーシス基質、および代謝修飾因子を混合するステップを含み、ここで、前記少なくとも1つのコスマトロープがトレハロースであり、前記アポトーシス基質がレブチンである、方法。

【請求項13】

前記少なくとも1つのコスマトロープが、-トレハロースであり、前記アポトーシス基質がレブチンである、請求項12に記載の方法。

【請求項14】

前記キレート剤が、EDTA、EGTA、BAPTA、イミダゾール、イミノジアセテート(IDA)、及びビス(5-アミジノ-2-ベンゾイミダゾリル)メタン(BABI)からなる群から選択される、請求項12又は13に記載の方法。

【請求項15】

前記キレート剤の最終濃度が、0.005M～2M、0.005M～0.1M、又は0.01M～2Mである、請求項12～14のいずれか一項に記載の方法。